　　　久喜市会計規則の一部を改正する規則

　久喜市会計規則（平成２２年久喜市規則第６１号）の一部を次のように改正する。

　第２条第１号ア中「部及び久喜市行政センター設置条例（令和５年久喜市条例第３２号）に規定する行政センター」を「室及び部」に改める。

　別表（注）３中「第９条に規定する副部長及び副支所長」を「に規定する副室長及び副部長」に改め、「第５条第１項第２号」を削る。

　　　附　則

　この規則は、公布の日から施行する。